

2025 年度 北海道サッカーリーグ

第 23 回 道南ブロックリーグ 開催要項

- 1 主 旨 本大会は、各地区社会人サッカーリーグの代表チームが更に高いレベルと、幅広い活動を目指し、社会人サッカーの発展に寄与することを目的として実施する。
- 2 名 称 2025 年度 北海道サッカーリーグ 第 23 回 道南ブロックリーグ
- 3 主 催 公益財団法人北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 函館地区サッカー協会 室蘭地区サッカー協会 苫小牧地区サッカー協会
函館社会人サッカー連盟 室蘭社会人サッカー連盟 苫小牧地区社会人サッカー連盟
- 5 協 賛 株式会社 モルテン
- 6 開催期日 2025 年 5 月 18 日（日） ～ 9 月 14 日（日）
- 7 会 場 函館フットボールパーク・日鋼室蘭スポーツパーク・TOMASEI フットボールフィールド 他
- 8 参加資格
(公財) 日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に加盟登録された第 1 種の登録チーム（準加盟を含む）で、次の資格を有するものに限る。
 - (1) 本年度、上記の加盟登録手続を完了し、加盟金納入済みのものであること。
 - (2) クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームに二重登録されていないこと。
 - (3) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(公財) 日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
 - (4) 外国籍選手の登録は 1 チームにつき 3 名以内とする。ただし、「JFA のプロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の条件に該当する場合は、この 3 名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、5 名を超えてはならない。（準加盟チームは除く）※同一試合には、3 名が同時に試合に出場することができる。
 - (5) 本リーグ登録のチーム役員は、本リーグ及び北海道内他ブロックリーグ出場の異なるチームにおける役員登録はできない。
 - (6) 北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会に出場権を得た場合、必ず出場できるチームであること。
- 9 リーグ編成
下記の 6 チームとする。
 - (1) 函館地区・室蘭地区・苫小牧地区の各 2 チームによる。
 - (2) 各地区の 2 チームは前年度の「入替方式」により決定する。
- 10 競技規則
 - (1) 当該年度（公財）日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
 - (2) 各チームの登録選手は、(公財) 日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。写真貼付けのないものは無効とする。（選手証とは、 KICKOFF から出力した 、選手証・登録一覧を印刷したもの、またスマートフォンや PC 等の画面に表示したものを示す。）
 - (3) 試合成立の必要人数は、試合開始予定時間において 1 チーム 7 名以上とする。
- 11 競技方法
 - (1) 6 チームによる 2 回戦総当りとする。
 - (2) 競技時間は 90 分とし延長、PK 戦は実施しない。
 - (3) ハーフタイムのインターバル：15 分以内
 - (4) 交代要員の数：7 名

- (5) 交代できる数：5名（※交代回数はハーフタイムを除き3回までとする）
- (6) 脳震盪による交代（再出場なし）の追加について
 - ① 1試合において、各チームは最大1人の「脳震盪による交代」を使うことができる。
 - ② 「脳震盪による交代」は、その前に何人の交代要員が使われているかにかかわらず、行うことができる
 - ③ 「脳震盪による交代で入る交代要員」が使われたならば、相手チームは（脳震盪に限らず）いかなる理由であっても「追加の交代要員」を使うことができる。
- (7) ベンチに入ることのできる数：13名（交代要員7名、役員6名）

12 参加料

210,000 円（消費税込）

13 選手エントリー

- (1) チームは定められた期日までに選手エントリーを完了させること。
- (2) 選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する地区協会に行い、その内容が所定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場が認められる。
- (3) 同一選手が同一チームで同一シーズン中に2つ以上の背番号で登録することはできない。
- (4) 同一チーム内において同一シーズン中に1つの背番号で2人以上の選手が登録することはできない。

14 競技者の用具（ユニフォーム・装身具）

- (1) ユニフォームに関しては当該年度の（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程に従うこと。
- (2) 本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- (3) 正・副の2色のユニフォームについては明確に異なる色とする。
- (4) 主審は両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- (5) 主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- (6) ユニフォームへの広告表示については、（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程に基づき承認された場合のみこれを認める。なお、会場によって広告掲出料が発生する場合はチーム負担とする。
- (7) ソックスの上にテープやバンテージを巻く、あるいは、アンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色と同色とする。
- (8) 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。

15 組合せ及び日程

- (1) リーグ日程は、主管責任地区が参加各地区との協議の上決定する。
- (2) 試合開始時間、順序は主管責任地区が決定する。

16 順位の決定

次の方法により決定する。

- (1) 勝点（勝ち3点・引分1点・負け0点）
- (2) 全試合の得失点差（総得点－総失点）
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 当該チームの対戦成績
 - 1. 勝点 2. 得失点差 3. 総得点数
- (5) 以上により確定することができない場合には、道南ブロックリーグ運営委員会において決定方法を定める。

17 表 彰

(1) チーム表彰

優 勝 賞 状：(公財) 北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟
トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
準優勝 賞 状：(公財) 北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟
トロフィー：北海道社会人サッカー連盟

(2) 個人表彰

得点王 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟

18 入 替

- (1) 本大会 1 位チームは、当該年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。
- (2) 入替戦は別途道南ブロックリーグ運営委員会で決定する。

19 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) 審判資格は主審を 2 級以上、副審を 3 級以上、第 4 の審判員を 4 級以上とする。ただし、主審については主管地区協会審判委員長が特に推薦している 3 級審判員が担当することを認める。
- (3) 地区担当者は試合開催日までに主管協会へ審判員の派遣を依頼すること。
- (4) 主審は競技終了後、速やかに審判報告書を会場責任者に提出すること。
- (5) 各審判員への報酬は別に定める。

20 競技記録及び公式記録員

- (1) 本大会の競技記録は別に定める運営当番チームが行う。
- (2) 競技記録は(公財) 北海道サッカー協会または北海道社会人サッカー連盟が認定した公式記録員を含む 2 名以上で行う。
- (3) 競技記録担当者は、試合開始 40 分前までに本部席に集合し必要な準備を行うこと。
- (4) 公式記録は、試合終了後、ただちに記録内容を確認し、記録用紙両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの署名をもらうこと。
- (5) 完成した記録用紙はホームチームの運営責任者へ提出すること。なお、その後の異議・訂正は原則認めない。

21 会場運営

- (1) 会場準備・後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備・後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会及び責任地区連盟と打ち合わせを行う。
- (3) 会場の準備は、試合開始予定の 120 分前から行い、試合開始予定時間の 60 分前までに終了すること。又、後片付けは、試合終了後速やかに行い、30 分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備・後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
 - ① 本部テント・審判員テントの設営・机及び椅子の配置、チーム用ベンチの設置。
 - ② ピッチのライン引き・ゴール、コーナースタック、第 4 審判員席の設置。
 - ③ 審判員用の飲料水及びタオル等の準備。
 - ④ 使用機材の準備・撤収・試合会場内・外のゴミ等の回収。

22 懲 罰

本大会は、(公財) 日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき、本大会に係る懲罰問題を処理するため大会規律委員会を設置する。本大会規律委員会は道南ブロックリーグ運営委員会内に置く。

(1) 警告・退場の処置

- ① 警告は累積 3 で 1 試合の出場停止とし、退場処分を受けた選手は自動的に本大会における直近の試合での出場停止処分を受ける。その後の処置については、本大会規律委員会が決定する。

- ② 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、本大会のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。
- ③ ①の退場処分による出場停止が本大会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームまたは処分対象者が出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
- (2) 試合を棄権した、または、没収試合となった場合
 - ① 得点を 0 対 3 として敗戦扱いとする。ただし、当該チームにとって実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。
 - ② その後の処置については、本大会規律委員会で裁定する。
- (3) 本要項に違反した場合、その後の処置は本大会規律委員会の裁定による。
- (4) 試合中又はその前後に悪質な言動があった場合、その後の処置は本大会規律委員会の裁定による。
- (5) 大会期間中又はその前後において本大会の秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置は本大会規律委員会の裁定による。

23 マッチコミッショナー

- (1) 本大会は、各会場の各試合に JFA 認定マッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは試合開始 60 分前にマッチコーディネーションミーティングを行い、試合に臨む両チームの監督と意見交換を行い、スムーズに試合が行われるよう確認を行うこと。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催（試合中を含む）におけるトラブル等が発生した場合、道南ブロックリーグ運営委員会に対し、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

24 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることが義務づけられる。ただし、やむを得ずベンチ入りできない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。この場合事前に道南ブロックリーグ運営委員会に届け出て許可を受けなければならない。緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。なお、事態の経緯等を書面にて道南ブロックリーグ運営委員会宛へ提出すること。
- (2) 監督がその任を永きにわたって履行できない場合、道南ブロックリーグ運営委員会に申し出し、指示を受けること。
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合は、事前に登録された役員をベンチ入りさせること。
- (4) 監督の代理をできる者は、事前に登録された役員 6 名以内の中から行うこと。
- (5) 上記(1)～(4) に違反した場合の処分に関しては本大会規律委員会において決定する。
- (6) 納入された参加料は原則として返却しない。
- (7) シーズン途中のチーム名称及び登録地の変更は認めない。
- (8) 試合場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底すること。また傷害保険等の加入もチームの責任において行うこと。
- (9) 競技の如何を問わずチームの行為に起因して施設や用具を破壊した場合は、当該チームがその責任を負うこと。
- (10) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合には、本大会主管地区責任者、マッチコミッショナー、審判団において協議のうえ対処する。その場合、中断・中止・延期する事があるので留意のこと。

25 附 則

- (1) 本大会を円滑に運営するために「道南ブロックリーグ運営委員会」及び事務局を置く。
- (2) 道南ブロックリーグ運営委員会規程は別に定める。

以 上